

市民と市長の 地域みらい懇談会

【緑が丘中学校区】

要望・提案と回答

令和3年11月21日（日）
緑が丘地区ふれあいセンター

市民と市長の地域みらい懇談会【緑が丘中学校区】

要望・提案一覧

令和3年11月21日（日）開催

※1～11は当日発表

要望・提案項目	団体名	担当課	ページ
1 市道清水町線白鳥町1号線の早期完成について	西町校区連合自治会	土木部 土木建設課	1～2
2 安全に歩ける歩道の整備について	西町校区連合自治会	中央総合事務所 地域整備1課 ・ 土木部 土木建設課	3
3 市道虹が丘線西町1号線の早期完成について	西町校区連合自治会	土木部 土木建設課	4～5
4 公共的に使用されている私有道路の市道への移転推進について	西町校区連合自治会	土木部 土木総務課	6～7
5 野良猫の餌やりの規制について	西町校区連合自治会	市民健康部 動物管理センター	8～9
6 空き家問題について	青山町自治会	建築部 建築指導課	10～13
7 青城道路問題について	青城自治会 若草町自治会	土木部 土木総務課	14～15
8 交流センターの建て直しについて	にししろ山コミュニティ協議会	市民生活部 自治振興課 ・ 理財部 資産経営室	16
9 西城山小学校の通学路の道路改良について	にししろ山コミュニティ協議会	中央総合事務所 地域整備1課	17
10 かめやし公園から富士見公園に抜ける道路への信号機の設置について	にししろ山コミュニティ協議会	中央総合事務所 地域整備1課	18
11 道路の拡幅について	にししろ山コミュニティ協議会	中央総合事務所 地域整備1課	19

要望・提案項目		団体名	担当課	ページ
12	休憩用ベンチの設置について	にししろ山コミュニティ協議会	中央総合事務所 地域整備1課	20
13	斜面地に住む人の買い物支援について	にししろ山コミュニティ協議会	商工部 商工振興課	21
14	自治会加入者の減少対策について	西城山校区西部自治会	市民生活部 自治振興課	22～23
15	ごみ出しのルール徹底について	西城山校区西部自治会	環境部 廃棄物対策課	24
16	イノシシ被害対策について	青山町自治会	水産農林部 農林振興課	25～26
17	イノシシ対策は農林部門ではなく 市民生活部門で対応を	西町校区連合自治会	水産農林部 農林振興課	27～28
18	「広報ながさき」及び回覧文書への工夫について	西町校区連合自治会	市民生活部 自治振興課	29～30
19	住みやすい住宅地にするための区画整理、開発事業について	西町校区連合自治会	まちづくり部 都市計画課	31～32
20	通学路への防犯カメラ設置について	西町校区連合自治会	市民生活部 自治振興課	33～34
21	子供世代が地元に残れる施策について	西町校区連合自治会	企画財政部 長崎創生推進室	35～36
22	西町小学校の建替えについて	西町校区連合自治会	教育委員会教育総務部 施設課	37～41

めの交通整理などの措置ができないかとの要望につきましては、警察に対応可能であるか確認をしたところ、一般的にイベント時や事故発生時に一時的に交通整理の措置を図ることはあるが、恒常的に行うことは難しいとの回答でありました。

本路線につきましては、今後も、しっかり予算を確保し、また、地元関係者などの皆様と情報共有をさせていただきながら、まずは、新設区間の早期完成を目指して事業に取り組んでまいります。

別事業ではありますが、JR 長崎本線の下を通り、国道 206 号へと接続する大橋町赤迫 1 号線の道路改良事業につきまして、今年度完成する見込みです。

回答票

緑が丘
中学校区

【担当部課名】

土木部 土木建設課

要望内容

【団体名】 西町校区連合自治会

【件名】 市道虹が丘町西町1号線の早期完成について

【概要】

市道虹が丘町西町1号線の完成に大きな期待を寄せている。しかしその完成時期は平成19年(2007年)の工事着工以降、年々先延ばしとなっている状況である。

市道油木町西町線の開通を当初は歓迎し、喜んでいた沿線地域住民からは、年々激しくなる朝夕の交通渋滞に対する苦情の声が大きくなってきている。

また、本線工事の趣旨に理解を示し、早い時期に土地を提供された地権者からは、自分たちの協力や思いを早く形にしてほしいという声も出てきている。

地域住民の市道虹が丘町西町1号線の完成に対する期待の大きさに併せ、交通渋滞に悩む地域住民の問題解決を図り、土地提供者の思いに応えるためにも、1日も早い本線の完成を強く要望する。

【回答内容】

① 可 能 2 一部可能 3 不 可 能 4 調査検討

5 幹 旋 6 その他 ()

市道虹が丘町西町1号線は、幹線道路の慢性的な交通渋滞を緩和するとともに、市内北西部地区における交通の利便性と防災性の向上を図るため、市道油木町西町線から分岐し、虹が丘町までの延長1,950m・幅員10mの計画で道路を新設しているものです。

整備については、平成9年度に事業を開始し、用地買収を一定進めた後、平成19年度に工事に着手し、西町側から順次施工を進めています。

現在の進捗状況ですが、用地取得は一部を除いてほぼ完了済で、工事においては延長120mの橋梁を含む約800mの区間の暫定整備を終えており、令和2年度末の全体の事業進捗率は約64%となっています。現在は錦3丁目

から若竹町付近の土工事を施工中で、今後は延長 64mの橋梁及び延長 563 mのトンネルといった大型構造物の施工を行っていく予定です。

事業の実施にあたっては、地域の皆さまのご期待に応えるために、しっかりと予算を確保し、1日も早い全線開通を目指し努力してまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

回答票

緑が丘
中学校区

【担当部課名】

土木部 土木総務課

要望内容

【団体名】 西町校区連合自治会

【件名】 公共的に使用されている私有道路の市道への移転推進について

【概要】

高度経済成長期の未だ規制が緩やかだった時代に進んだ小規模宅地開発は小規模であるがゆえに、狭隘な斜面地を無理して造成し、そこに取り付けられた道路は狭く急坂で、側溝も十分でなく路肩も脆く劣悪な状況下にある。宅地は譲渡され所有権は宅地購入者に移っても、道路の所有権だけは開発業者に残っているものが多い。長い年月の経過の中で、道路は益々劣化の度を増し、心ある道路の所有者は災害が起こった場合の対応に苦慮しているところである。市への所有権の譲渡を申し入れても、そのためには一定の条件をクリアする必要がある。

当該地域に居住する住民は、長崎市の住民であり、一たび災害が発生すれば、市として看過できないことからすれば、市で積極的に引き取り「市道」として管理することで、住民の居住環境改善を図ることとなり、定住人口減少の歯止め策にもつながるのではないかと。

【回答内容】

- 1 可 能 2 一部可能 ③ 不 可 能 4 調査検討
5 幹 旋 6 その他（ ）

長崎市においては、過去に開発などで設置された私道を、市に帰属し管理する場合においては、利用者に公道として安心して使用していただくためにも、道路幅員が4mあることや劣化した路面の再整備など、法令で定められた諸条件をクリアしていただく必要がございます。

しかしながら、条件をクリアするために私道の管理者自ら道路を整備する場合、費用が高額となる場合もあるため救済措置として、整備費用の9割を補助するという、全国的にも類するものがないような「長崎市市道認定特例措置に係る私道整備助成要綱」を制定し、整備費用を市が助成する制度を設けています。

なお、道路幅員 4 m については同制度を利用した場合、一部要件が緩和されることもあります。

いずれにしても、場所毎に条件が異なるため長崎市への譲渡をお考えの方については、まずはご相談をいただけるようお願いいたします。

回答票

緑ヶ丘
中学校区

【担当部課名】 市民健康部 動物管理センター

要望
内容

【団体名】 西町校区連合自治会

【件名】 野良猫の餌やりの規制について

【概要】

野良猫への無責任な餌やりによって、近隣住民等が放置された餌や糞尿による悪臭に困っている。12月の長崎市議会で動物愛護条例を制定する方針が示されたが、餌やりについてはどのように制定するのか。京都市のように不適切な餌やりには罰則を設けることを要望する。

【回答内容】

1 可 能 ② 一部可能 3 不 可 能 4 調 査 検 討
5 幹 旋 6 その他（ ）

猫の放し飼いや所有者のいない猫、いわゆる野良猫への不適切な餌やり行為による生活環境被害の相談・苦情が多く寄せられており、広報誌などの広報媒体による猫の適正飼育などの啓発活動に加え、苦情発生地域での広報車による音声啓発や猫の放し飼いや野良猫への不適切な餌やり行為をしている人への指導啓発活動を行っておりますが、このような迷惑行為をする人が後を絶たない状況です。

野良猫への不適切な餌やり行為は、野良猫の繁殖や糞尿等による生活環境被害をもたらす要因のひとつとなっており、一定の規制が必要であると考えています。この点を含め、市民の動物愛護に関する意識の醸成、並びに人と動物との共生社会の実現に寄与するものとなるよう、条例制定の準備を進めていきたいと考えています。

なお、動物の不適切な取扱いへの対応を強化するため、令和元年の「動物の愛護及び管理に関する法律」の改正により、都道府県知事に、野良猫への

不適切な餌やり行為等の動物への給餌若しくは給水に起因した生活環境が損なわれている事態を生じさせている者に対し、必要な指導又は助言をすることができる権限が与えられました。また、指導助言に従わない場合は措置勧告、勧告に従わないときは措置命令が可能となり、措置命令に従わないときは、罰則（50万円以下の罰金）の適用対象となります。

長崎市としても、このような制度を活用し、県と連携しながら、特に悪質なケースについては、適正な措置を講じるよう協力して取り組んでいきたいと考えております。

回答票

緑ヶ丘
中学校区

【担当部課名】

建築部 建築指導課

要望内容

【団体名】 青山町自治会

【件名】 空き家問題について

【概要】

近年、空き家が増え、自治会として防災、衛生、景観などの面で大変困っており、町内に倒壊寸前の空き家が2棟ある。

1棟目（13番地7号）は、倒壊寸前、所有者有 2棟目（302-16）は鉄骨丸見え、所有者不明で長崎市の建築指導課に数回お願いし、現場も見ただいたが、どうする事も出来ずにいる。台風時には、屋根や外壁材など落下、飛散等で近所の方には、大変迷惑をかけている。

長崎市では、「空き家対策について」の条例が制定され、「地域住民に深刻な影響を及ぼす空き家はなくす」との理念で、取組が開始されていることについて自治会としては、本当に助かり感謝申し上げたい。また私の町の2棟も条例に当てはめて解決できるのではないかと思う。

長崎市の建築指導課に以下の5点をお伺いしたい。

- ①長崎市の方から所有者に取り壊しを命じることはできないのか。
- ②周囲の方が被る財産の侵害は、誰が責任とるのか。
- ③条例を守れない所有者の空き家は市の方で処分できないのか。
- ④長崎市の空き家についての取組を市民に広報で伝達して欲しい。
- ⑤塀が落下して、通行人が怪我した場合は、誰が責任を取るのか。

【回答内容】

- 1 可 能 ② 一部可能 3 不 可 能 4 調 査 検 討
5 幹 旋 6 その他（ ）

建物の維持管理は、空き家であっても、所有者が適正に管理を行っていただく必要があります。

しかしながら、経済的問題や相続問題等の理由により、長年放置され老朽化し、周辺の方々に深刻な影響を及ぼしているものがあり、そのような場合は、適正な維持管理や除却を行っていただくよう、所有者に対して助言や指導を行っております。

また、所有者が度重なる指導等に従わず、改善されない場合は、法に基づく勧告や命令、代執行等を視野に入れた、より強い指導を行っております。

ここ5年間では、累計で約600件の問題のある空き家に関する相談があり、解体や修繕等により約半数の300件が解決しております。今後も世帯数の減少により、空き家はさらに増加するものと想定しており、空き家対策を強化する必要があります。

その為、令和3年4月から空き家に関する相談窓口を、市民の方々に分かりやすくなるよう建築指導課に一本化し、また、老朽化し危険な空き家を解体する際の費用の一部を助成する制度の対象を拡大し所有者による除却を推進しています。

ご質問の1点目と3点目の、「所有者に取り壊しを命じることはできないのか、市が所有者に代わって処分できないのか」につきましては、建物の解体は、基本的に所有者が行うべきものですが、例えば市道の通行を妨げている場合など、そのまま放置することで通行する皆様に危険を及ぼす場合などは、法に基づく命令や代執行を視野に入れたより強い指導を行い、昨年度も代執行を実施いたしました。

2点目、5点目の、「周囲の方の財産権の侵害や怪我等の人身被害があった場合の責任」につきましては、所有者の責任であり、賠償責任が生じる可能性があることを伝えるとともに、周囲の方々へ影響がないよう危険回避の処置を行うよう強い指導を行います。

4点目の「長崎市の空き家についての取組の広報」につきましては、広報ながさき6月号への折込みやホームページ等で行っておりますが、更なる周知に努めたいと考えております。

ご指摘の空き家については、これまで所有者に指導を行ってきましたが、なかなか解決に至らず、ご迷惑をおかけしております。

1棟目の倒壊寸前の空き家につきましては、網掛け等の応急措置も含め指導を続ける中で、令和3年1月に複数いる所有者の一人から危険個所を解体する旨回答を得られたため、経過を注視しておりましたが、現在まで対応されていないため、今回のご要望を受け、再度、網掛け等の応急措置や除却等の指導を行いました。一日でも早く周辺の皆様に安心していただけるよう、所有者に粘り強く指導してまいります。

また、2棟目の鉄骨造の空き家につきましては、平成19年から所有者に対し指導を継続する中で、平成23年に外壁の落下事故が発生し、市道の歩行者にも危険性があつたため、市と消防で落下物の片づけを実施した経過があります。

令和2年5月に所有者あて指導を行った際、所有者から対応については経済的な理由で対応が困難である旨回答を受けておりましたが、その後も継続して指導したところ、本年8月に除却費補助金についての問い合わせがありましたので、解体に向けて引き続き指導してまいります。

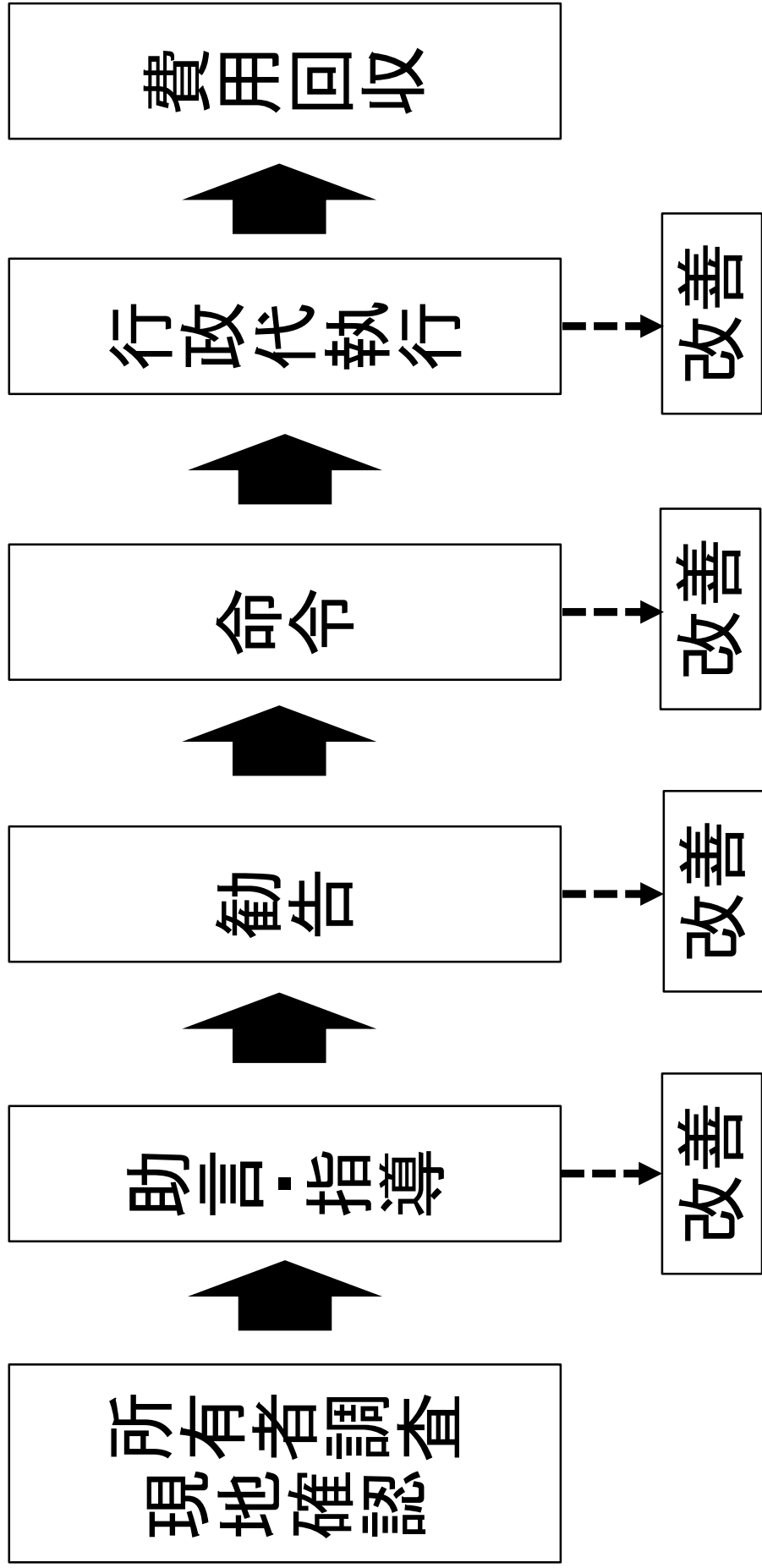
また、今回の要望を受け新たにブロック塀等の劣化を確認しましたので、再度、応急措置も含め指導を行い、道路利用者の安全確保に支障が生じる場合は、劣化部分の撤去等の応急措置をするよう考えております。

(空き家に関する相談窓口)

長崎市建築部建築指導課 建築安全係

TEL 095-829-1174 (直通)

特定空家等の指導フロー



※空家条例に基づき、市が応急的に安全措置を行う場合もある
道路等へ悪影響を及ぼす場合に所有者の同意を得て行う

回答票

緑が丘
中学校区

【担当部課名】

土木部 土木総務課

要望内容

【団体名】 青城自治会
若草町自治会

【件名】 青城道路問題について

【概要】 (青城自治会) 現在、当自治会地域のほぼ全体の道路を所有する不動産業者と通行権を巡り訴訟を起こしている。相手業者による道路使用の要求は法外な金額での通行料として地域住民に負担を強いるものである。この道路は、団地の開発時に造成されたものであるが、長らく近隣の地区の住民も生活道路として使用してきた実績がある。私道の問題に行政が関わることが難しいことは重々承知しているが、このように大規模且つ利用者が多岐に渡る私道の問題は、個人での対応では限度があるので、行政側からも何らかの支援をご検討いただきたい。

(若草町自治会) 若草町自治会では155世帯中の約10世帯に関係する青城道路問題に取り組んでいるが、一部の住民ということで自治会の対応への批判や、自治会費使用への不満が出ている。自治会員への説明をしても、自分の所ではないと関心が薄いのが実情である。関係がある世帯への負担を少なくするため、自治会としてがんばっているが、裁判が長引きそうで個人負担が増加しているのが実情である。市としても早く対応してほしい。

【回答内容】

1 可 能 2 一部可能 ③ 不 可 能 4 調査検討
5 幹 旋 6 その他 ()

青城道路問題については、お住いの方々の生活に多大な影響を及ぼす問題であるとしても認識しております。

ご要望の裁判へ支援についてですが、本件は土地所有者の財産所有権と道路利用者の通行地役権についての案件で、それぞれ憲法や民法で認められた権利であるため、長崎市は直接介入することが出来ず、又いずれかを支援することについても難しい状況です。

長崎市としては、青山団地に接続する既存市道の拡幅工事を実施したほ

か、皆様からご要望いただいている、青山地区の地籍調査も今年度から境界立会を実施するなど、地域の方々にもご協力をいただきながらできる範囲での対策を実施してまいりました。

裁判の結果によっては地域の方々の生活に影響を及ぼす可能性もございますので、訴訟そのものに対する支援は困難ではありますが、住民生活を守れるよう、地域の皆様のご意見もお伺いしながら、これまで同様に可能な対応を行ってまいりたいと考えております。

回答票

緑ヶ丘
中学校区

【担当部課名】

市民生活部 自治振興課
理財部 資産経営室

要望内容

【団体名】 にししろ山コミュニティ協議会

【件名】 交流センターの建て直しについて

【概要】

にししろやま交流センターを新しく建て直して、子どもからお年寄りまでがふれあう事のできる設備を入れて地域の拠点にしてほしい。会議室、スポーツジム、図書室、自習室、催事室を設備して、民間の喫茶店や軽食レストランをテナントとして併設し、学校帰りの中高生、仕事帰りの社会人、習い事をするお年寄り、買い物帰りの主婦、地域の各世代が気軽に立ち寄って利用できる交流センターにしてほしい。

【回答内容】

1 可能 2 一部可能 3 不可能 4 調査検討

5 斡旋 ⑥ その他（交流センターの建て直しは困難であるが、機能移転は検討していく）

西城山交流センターは、市立図書館の開館に伴い、平成20年6月から空き室となった旧図書センターの一部を西城山校区連合自治会へお貸しし、現在地域の皆さんにご活用いただいているところです。

この建物については、建築から58年が経過し老朽化が進んでおり、公共施設マネジメントの考え方に基つき、建て替えや新しい施設を建設することは困難であると考えておりますが、地域の人々が気軽に立ち寄れ、地域活動などが行える会議室等を備えた地域コミュニティの活動の場は、各小学校区に必要と考えておりますので、建物の耐用年数（65年）を迎えるまでに、民間施設の借上げや校区内の自治会公民館の活用なども含め、地元の皆さんとも協議を行いながら、機能を確保する方法を検討します。

回 答 票

緑ヶ丘
中学校区

【担当部課名】 中央総合事務所 地域整備1課

要望内容	【団体名】 にししろ山コミュニティ協議会
	【件 名】 西城山小学校の通学路の道路改良について
	【概 要】 西城山小学校下のかめやしき公園側の通学路は、自動車の往来が多くスピードを出す運転手が多い。定期的なスピード違反の取り締まりの実施や、別途要請済みであるが、物理的にスピードが出せないような工夫を道路に施工して子どもたちの安全を確保してほしい。
【回答内容】	
1 可 能 ② 一部可能 3 不 可 能 4 調 査 検 討	
5 幹 旋 6 その他 ()	
<p>ご要望の内容について現地を調査したところ、西城山小学校下の通学路の一部区間は、車の通行が多い状態であることを確認しました。</p> <p>生活道路において、物理的にスピードが出せないように道路の一部を隆起させるハンプの設置は、交通安全対策として効果が期待できますが、周辺の皆様の出入り口もありますので不便とならないように設置場所や規模など調査検討を行いたいと考えています。</p> <p>また、経年劣化により薄くなったグリーンベルト、横断歩道予告標示や注意喚起の路面標示など、警察と協議のうえ塗装を行います。</p> <p>なお、路側帯にある電柱の移設についてNTT西日本に確認したところ、移設場所がないため困難であるとのことでした。</p>	

回答票

緑ヶ丘
中学校区

【担当部課名】 中央総合事務所 地域整備1課

要望内容	【団体名】 にししろ山コミュニティ協議会
	【件名】 かめやき公園から富士見公園に抜ける道路への信号機の設置について
	【概要】 かめやき公園前の変則五差路において、かめやき公園から富士見公園に抜ける道路を歩行者が横断する場合、歩行者用信号も横断歩道もないので非常に危険である。若草町方面からの歩行者は富士見公園側から来る車の状況は全く見えない。危険を察知することなく普通に歩く人が殆どであり、これまでに事故が発生していないのが不思議に思える。ここに歩行者用信号機を設置して欲しい。他にも、道路脇に電信柱が立っているところが多く、車の離合が困難な場所等がある。
【回答内容】	
<p>1 可 能 ② 一部可能 3 不 可 能 4 調査検討</p> <p>5 幹 旋 6 その他 ()</p>	
<p>ご要望の歩行者用信号機の設置につきましては、変則五差路の交差点であることから、交差点の信号機設置の経緯も含め、管轄の浦上警察署交通課に確認したところ、経緯については不明でしたが、要望内容にあるとおり、歩行者が横断する場合、信号機の青信号時に車やバイクと接触する危険性があるため、歩行者用信号機の設置は困難ですが、信号機の青信号を赤色点滅信号に改良を行いたいとのことでした。</p> <p>この信号機の改良により、車やバイクは停止位置で一時停止し、安全を確認して進むこととなり、歩行者の安全性の向上が図られると考えます。</p> <p>また、道路脇にある電柱の移設について九州電力に確認したところ、移設場所がないため困難であるとのことでした。</p>	

回 答 票**緑ヶ丘**
中学校区

【担当部課名】 中央総合事務所 地域整備1課

**要
望
内
容**

【団体名】 にししろ山コミュニティ協議会

【件 名】 道路の拡幅について

【概 要】 花園町バス停前のバス道路から立岩町の奥エリア（立岩町 19～30 の地域）に入る道路の幅が狭く、救急車等の緊急車両、介護施設の車やタクシーは同エリアには進入できない。この道路を拡幅して緊急車両やタクシーが進入できるようにしてほしい。道路の拡幅が無理であれば、川を暗渠にして道路を作してほしい。

【回答内容】

- 1 可 能 2 一部可能 3 不 可 能 ④ 調査検討
5 幹 旋 6 その他（ ）

ご要望の箇所を現地確認したところ、現況の有効幅員は約2mと狭く市道沿いに家屋や個人所有の塀などがあり、軽自動車は辛うじて通行できる状況です。

場所によっては、特に狭い所がありますので、市道沿いの用地を提供していただくことで通行し易くするための隅切り部の改良などは、自治会からの生活道路・河川・公園等修繕要望書を提出していただくことで実施できる場合もありますので、今後一緒に協議を進めていきたいと考えています。

また、川を暗渠にしての道路整備については、災害を考慮すると防災・安全面から困難と考えています。

回答票

緑ヶ丘
中学校区

【担当部課名】 中央総合事務所 地域整備1課

要望内容

【団体名】 にししろ山コミュニティ協議会

【件名】 休憩用ベンチの設置について

【概要】 青山、立岩、金堀、若草地区の斜面地住民の生活道路（階段や坂道）の途中に休憩用ベンチを設置してほしい。

【回答内容】

- 1 可能 ② 一部可能 3 不可能 4 調査検討
- 5 斡旋 6 その他（ ）

生活道路の途中に休憩用ベンチ設置につきましては、適切な維持管理が必要ですが、間伐材を活用したバンコ椅子を支給することができますので、設置する場所をご検討のうえご相談ください。

回答票

緑が丘
中学校区

【担当部課名】

商工部 商工振興課

要望内容

【団体名】 にししろ山コミュニティ協議会

【件名】 斜面地に住む人の買い物支援について

【概要】

斜面地に住む人たちの買い物支援をしてほしい。斜面地に新しくお店をつくるとか、既存のスーパーに小さな支店を出してもらうとか、既存のスーパー等が定期的に、例えば金堀公園や立岩公園、青城公園に移動販売にくる等の買い物支援を推進する政策を立ててほしい。

【回答内容】

- 1 可能 2 一部可能 3 不可能 4 調査検討
5 斡旋 ⑥ その他（民間サービスで対応可）

斜面地に住む人の買い物支援につきましては、新しくお店をつくることや既存のスーパーの支店の出店については、民間事業者が採算性などを考慮して自ら計画することなので行政の関与は困難であると考えております。

しかしながら、移動販売につきましては、車が進入できるのであれば移動販売車による移動販売が可能であることを事業者を確認をしておりますので、事業者の紹介は可能です。

また、当該地区では、商品を店舗で購入後、商品の配達サービスを行う事業者やチラシやカタログで商品を注文し、見守り活動も併せて商品の配達を行う事業者もあります。

長崎市といたしましては、買い物支援については、現在、様々な民間サービスが充実していますので、このような情報の提供を地域コミュニティ協議会をはじめ地域の皆様に行っていきたいと考えております。

回答票

緑ヶ丘
中学校区

【担当部課名】

市民生活部 自治振興課

要望内容

【団体名】 西城山校区西部自治会

【件名】 自治会加入者の減少対策について

【概要】 自治会加入者が減少している。自治会内での呼びかけだけでは効果が小さいので、対策をとってほしい。

【回答内容】

- ① 可 能 2 一部可能 3 不 可 能 4 調査検討
5 幹 旋 6 その他 ()

西城山校区西部自治会におかれましては、地域の皆さんが地域のまちづくりのために自主的な活動をされており、様々な取り組みを行っていただいておりますことに対し、感謝申し上げます。

自治会は、地域コミュニティの核であり、「自分たちのまちは自分たちで良くする」という市民主体のまちづくりが進む中で、その重要性は、今後ますます増していくものと考えておりますが、一方で、自治会加入者が減少していることについては、長崎市としても重要な課題の一つであると認識しています。

このような状況につきましては、社会状況の変化等への対応とともに、地域を支えている自治会の目的や役割、必要性が十分に理解されていないこともその要因の一つであると考えています。そのため、まずは、自治会があることが、住みよい地域づくりにいかに寄与しているか周知に努めていくことで自治会への理解を深めていただき、自治会加入者の増加につなげていきたいと考えています。現在、広報ながさき等を通して自治会活動の周知に努め

ているところですが、各部局で連携しながら様々な機会をとらえて、自治会の重要性の周知等をより一層図っていくことにより、自治会加入者の増加につなげていきたいと考えております。

策協議会が地域の捕獲隊を対象に行っております。現在、貸出を行っている箱わなは一体型で重量があり、運搬に苦勞する場合があることから、運搬しやすい分解式箱わなは販売されているものの、市内の有害鳥獣対策の専門業者が中心となって、更なる軽量化に向けた開発や実用化の研究を行っているところであり、今後の導入に向けて検討していきたいと考えています。

次に、ご要望の3つ目、イノシシに関する研修会につきましては、有害鳥獣対策相談等業務受託者（専門業者）や市の職員が講師として、イノシシの生態、対策方法及び支援制度の説明などをさせていただいておりますので、貴自治会からのご要望に応じた対応を行いたいと考えております。

いずれにしましても、イノシシの生活環境被害対策は、喫緊の課題でありますので、今後とも、効果的な被害対策を進めるため、地域、関係機関などと連携して、市民の安全安心の確保に努めてまいります。

回答票

緑ヶ丘
中学校区

【担当部課名】

水産農林部 農林振興課

要望内容

【団体名】 西町校区連合自治会

【件名】 イノシシ対策は農林部門ではなく市民生活部門で対応を

【概要】

イノシシ被害対策については、市当局においても要望に沿った対策を講じられているところである。

いまやイノシシ被害は市民の生活を脅かす重大且つ早急に対策を講じなければならない課題である。市民が安心して暮らせるための安全対策の柱「防災」「防犯」に「防獣」を加え、市民生活部門において警察とも連携を取りつつ「安心・安全」施策の大きな柱にしていきたい。

【回答内容】

- ① 可 能 2 一部可能 3 不 可 能 4 調査検討
5 幹 旋 6 その他（ ）

イノシシをはじめとした有害鳥獣対策としましては、防護、棲み分け、捕獲の3つを基本とした対策を実施しており、近年、生活環境被害が拡大していることから、自治会等が主体となって、「捕獲対策」としての捕獲隊の結成・捕獲及び「防護対策」としてのワイヤーメッシュ柵の設置などに、地域ぐるみで取り組んでいただいているところです。

また、柵の設置にあたっては、高齢化や斜面地など柵の運搬や設置に係る負担軽減が課題となっていることから、令和3年度から従来の資材貸与に加え、柵設置等への支援に取り組むこととしております。

また、このほかにも、小学校等の近隣での有害鳥獣の出没があった場合、教育委員会やこども部などと情報共有を行い、児童生徒等への注意喚起により被害の未然防止の対応を図り、イノシシの出没など緊急の通報があった場合は、市や専門業者、地域の有害鳥獣対策相談員等が連携した現場対応を行

うとともに、警察においては出沒箇所周辺のパトロールなどの対応を行うなど、市においては、水産農林部が中心となり、庁内の関係部署をはじめ、警察、専門業者などと連携した対応を進めているところです。

イノシシの生活環境被害対策は、市民の生活を脅かす喫緊の課題でありますので、今後とも、効果的な被害対策を進めるため、水産農林部が中心となり、地域、市関係部署及び警察等関係機関などと連携して、市民の安全安心の確保に努めてまいります。

回答票

緑ヶ丘
中学校区

【担当部課名】 市民生活部 自治振興課

要望内容	【団体名】 西町校区連合自治会
	【件名】 「広報ながさき」及び回覧文書への工夫について
	【概要】 コロナ禍の中、回覧文書は、各戸で回す必要がある。配慮が足りないのではないかと。また、毎年決まった時期に同じ文書の回覧を依頼されるのも、本当に効果があるのか疑問である。文書の削減をお願いしたい。
【回答内容】	
<p>1 可能 ② 一部可能 3 不可能 4 調査検討</p> <p>5 斡旋 6 その他（ ）</p>	
<p>西町校区連合自治会におかれましては、地域の皆さんが地域のまちづくりのために自主的な活動をされており、様々な取り組みを行っていただいておりますことに対し、感謝申し上げます。</p> <p>自治会長の皆さんへ毎月発送している文書につきましては、長崎市が国や県と連携し取組みを進めているものを含め、長崎市の関係所属から市民の皆さんへお知らせする必要があるものについて、毎月自治振興課でとりまとめを行い、皆さまへお届けしています。また、これとは別に、お知らせする時期などから判断し、臨時で各課から直接お送りしているものもございます。</p> <p>お送りしている文書につきましては、いずれも、市民の皆さまにできる限り詳細に情報をお知らせすることが必要であるものとして、お送りしているところです。しかしながら、時期によっては、その文書量が多くなることもあることから、自治会長の皆さまの負担をできる限り最小限にとどめるために、すべての所属に対し、広報ながさきへの掲載をはじめ、他の周知媒体の検討を行うことなど、文書量の削減をお願いしているところです。</p>	

今後も引き続き庁内への呼びかけを行うことで、文書量の削減に努めていきたいと思っております。

また、回覧文書につきましては、ホームページで閲覧できるよう取り組みを進めております。コロナ禍で直接文書に触れることなく情報収集するための一つの手段としても、自治会長の皆さまを通じて周知を行っていきたくと考えておりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

今後とも、文書の配布につきましては、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

の住居の改築等が制約されるといった問題も生じます。

これらのことから、ご要望の区域において、行政による区画整理や開発事業の実施は困難と考えていますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

なお、ご要望の区域のうち、長崎市科学館に面した市道松山町城栄町線の沿線については、今年3月末から容積率（敷地面積に対する建物の延べ面積の割合）を200%から300%に拡大しています。

この取り組みは、一定の条件を満たす市内各所で実施したのですが、この都市計画の規制緩和によって、限られた平坦地を有効活用し、定住促進や人口減少対策に繋げるとともに、老朽化した建物の建替更新を促進し、安全で暮らしやすいまちづくりを進めていきたいと考えています。

また、長崎市では、斜面市街地を中心に、実情に応じた工夫で車が通る道路を整備する「車みち整備事業」にも取り組んでおりますが、ご提案の区域について現地調査の結果、河川沿いの入口付近は私道となっていること、県道長崎式見港線から下る山側からも勾配が急で建物が近接していることなどから、現時点での対応は難しい状況です。

今後は、私道を含む民有地の土地利用動向を注視しつつ、「老朽危険空き家対策事業」のような即効性のある施策や事業を活用しながら、地域の皆さんの暮らしやすさの向上に努めていきたいと考えています。

回答票

緑ヶ丘
中学校区

【担当部課名】

市民生活部 自治振興課

要望内容

【団体名】 西町校区連合自治会

【件名】 通学路への防犯カメラ設置について

【概要】 緑ヶ丘中学校の通学路では不審者が出没しており、犯罪の未然防止に効果がある防犯カメラを設置していただきたい。

【回答内容】

- 1 可能 2 一部可能 3 不可能 4 調査検討
5 斡旋 ⑥ その他（補助金の申請が可能）

長崎市では、市民の皆さまが安全で安心して暮らせるまちを実現するため、第3次安全・安心まちづくり行動計画（平成28年度～令和3年度）を策定し、長崎県警や関係団体と連携して、「意識づくり」「地域づくり」「環境づくり」に向けた施策を展開しており、出前講座や防犯パネル展などによる自主防犯意識の啓発を行うとともに、地域の防犯活動団体と連携を図りながら、自主防犯活動を推進しています。

このような中、地域の防犯力向上を図り、犯罪のない地域づくりを支援するため、今年度から犯罪の未然防止を目的とした自治会や連合自治会が設置する防犯カメラの費用に対する補助事業を実施しているところです。

その補助事業の対象となる経費は、防犯カメラ（1団体あたり1台）等の必要な機器や設置工事費、その設置を周知するための表示板の購入費等の初期費用で、維持管理に要する費用や地代、占用料は対象外とし、1団体に対する補助額は、対象経費の半分で、上限は20万円としています。

犯罪のない地域づくりに向け長崎市としましても経済的支援策を講じて

いますので、補助の申請にあたりましては、事前に自治振興課に御相談いただきますようお願いいたします。

回答票

緑ヶ丘
中学校区

【担当部課名】 企画財政部 長崎創生推進室

要望
内容

【団体名】 西町校区連合自治会

【件名】 子供世代が地元に残れる施策について

【概要】 地域では高齢化が進むとともに子供世代の流出が止まらない。子供世代が地元に残れるような施策に力を入れてほしい。

【回答内容】

- ① 可 能 2 一部可能 3 不 可 能 4 調査検討
5 幹 旋 6 その他 ()

長崎市では、人口の流出抑制、いわゆる定住人口対策をはじめとした人口減少の克服や地域活力の向上に向けて、第2期長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、「若い世代に選ばれる魅力的なまち」をめざすべき姿として掲げて取組みを進めています。

定住人口対策は、生活の糧を得る「仕事」や生活の基盤となる「住まい」、生活の中での「楽しみ」など、あらゆる分野の取組みを複合的に推進していく必要があります。全庁横断的に、また、市だけでなく産学官金労言士で取組みを進めています。

仕事に関しては、新たな産業の創出と育成、企業誘致、創業・スタートアップの促進及び地元企業の雇用の強化など、生活の糧を得る仕事づくりに取り組むことで、将来に向けた安定的な雇用の確保・拡大、ひいては定住人口の確保につなげていきたいと考えています。

住まいに関しては、若者や子育て世帯が住みやすいまちを目指す住みよかプロジェクトを推進しているところであり、市営住宅においては、水回り等

の改善による子育て世帯が住みやすい住戸や、将来の建替え等により入居者の募集を行っていない空き室を活用し、新規就労者や移住者に対する住まいの提供を行います。

楽しみに関しては、若者が楽しめ、活躍できるまちにすることを目指す長崎×若者プロジェクトにおいて、「若者が楽しむことができる場」と「若者がチャレンジできる場」の創出に向けた取組みを進めています。

また、行政及び民間事業者において、長崎駅を中心に新たな商業施設等の建設を伴うまちの再整備が進められているところであり、特に幸町においては、民間主導によるスポーツを通じた地域創生モデルの取組みとして、「暮らす」「楽しく」「働く」をテーマに長崎スタジアムシティプロジェクトも進んでいるところです。

いずれにしても、定住人口対策は、全庁横断的に取り組んでいくことはもとより、市役所だけではなく、産学官金労言士のオール長崎市で進めていく必要がありますが、今の動きを途切れさせることなく、短期的に成果をあげる施策にスピード感を持って取り組むとともに、一方で、長期的に成果が上がる施策についても着実に実施していくことで、長崎市が「若い世代に選ばれる魅力的なまち」となることを目指していきたいと考えています。

回答票

緑が丘
中学校区

【担当部課名】

教育委員会教育総務部
施設課

要望内容

【団体名】 西町校区連合自治会

【件名】 西町小学校の建替えについて

【概要】 西町小学校の建替え工事について計画が進められている。詳しい説明を聞かせていただきたい。また、建替えにあたっての基本的な考え方を伺いたい。(災害時への対応、バリアフリー等)

【回答内容】

- ① 可 能 2 一部可能 3 不 可 能 4 調査検討
5 幹 旋 6 その他 ()

(事業スケジュールについて)

西町小学校は、最も古い校舎が昭和31年に建築され、老朽化が著しいことから、教育環境を改善するため、現在の敷地内で全面的な建替えを計画しております。事業には令和元年度から着手しており、現在の進捗状況としましては、学校敷地の測量や地盤の調査など、建替えに係る事前調査を行っている段階です。

今後、新校舎が完成するまでの計画としましては、新校舎建設予定位置を既存グラウンド側に想定しておりますので、支障となる既存校舎（特別教室棟）及びプール棟を先に解体する必要があります。

このことから、令和3年度は、解体する校舎内にある教室を引っ越しするための内部改修を行い、令和4年度に解体工事を行う予定としております。

また、併せて、令和3年度から令和5年度にかけて基本実施設計を行い、この業務の中で、建築する規模や具体的な配置計画を策定することとしてお

ります。

令和5年度以降、本設計に基づきまして建築工事に着手し、新校舎は令和7年度に供用開始できる予定となっております。また、運動場については新校舎完成後に整備を行うこととしており、令和9年度に全ての事業が完了する予定となっております。

(建替えに係る基本的な考え方について)

建替えの考え方については、基本実施設計に着手する時点で個別学校ごとに基本方針を策定することとしております。西町小は、現時点では未策定ですが、近年の教育環境を踏まえまして、ICTを活用した学習など多様な学習活動に対応できる学校であること、安全で安心して過ごせる学校であること、エレベータの設置などバリアフリーに配慮し地域に開かれた学校であること、災害時に地域の避難所としての役割を果たせる学校であること、などを主な整備方針として定め、必要な整備を行っていきたいと考えております。

今後、基本実施設計を進めていく中で、工事の進め方や配置計画などが詳細に決まっていくこととなります。その際には、適宜、地元自治会の皆様とも情報共有を図りながら、建替え事業を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解ご協力のほどよろしく申し上げます。

西町小学校の改築について

1 概 要

西町小学校は、最も古い校舎が昭和 31 年に建築され、築 65 年が経過し、校舎の老朽化が著しいため、早期に施設全体の再整備を行い、教育環境の改善を図る。

(1) 学校施設

ア 規模（令和 3 年 5 月 1 日現在） 【長崎県学級編成基準】

児童数 332 人 学級数 16 クラス（特別支援 4 クラス含む）

イ 児童数・学級数の現状及び将来推計 【長崎県学級編成基準】

（学年進行による推計） ※平均入学率を加味 (R3. 5. 1 現在)

年 度	R3	R4	R5	R6	R7	R8
児童数	316 人	321 人	312 人	320 人	318 人	319 人
学級数	12 学級	12 学級	12 学級	13 学級	12 学級	12 学級

※特別支援学級を除く（児童数・学級数）

(2) 事業費内訳

（単位：千円）

事業年度	事業費	主な内容
令和 3 年度	69,700	基本実施設計、測量設計、内部改修
令和 4 年度	143,700	基本実施設計、測量設計、 既存校舎等一部解体、法面整備工事
令和 5 年度	983,300	基本実施設計、法面整備工事、 新校舎等建設
令和 6 年度	414,400	新校舎等建設
令和 7 年度	1,005,800	新校舎等建設、残校舎等解体
令和 8 年度	137,800	運動場等整備、屋内運動場等解体
令和 9 年度	83,800	運動場等整備
総事業費	2,838,500	

2 スケジュール（予定を含む）

令和元年度～2 年度

土質調査、登記測量

令和 2 年度

石綿含有調査

令和 3 年度～5 年度

内部改修、測量設計、基本実施設計

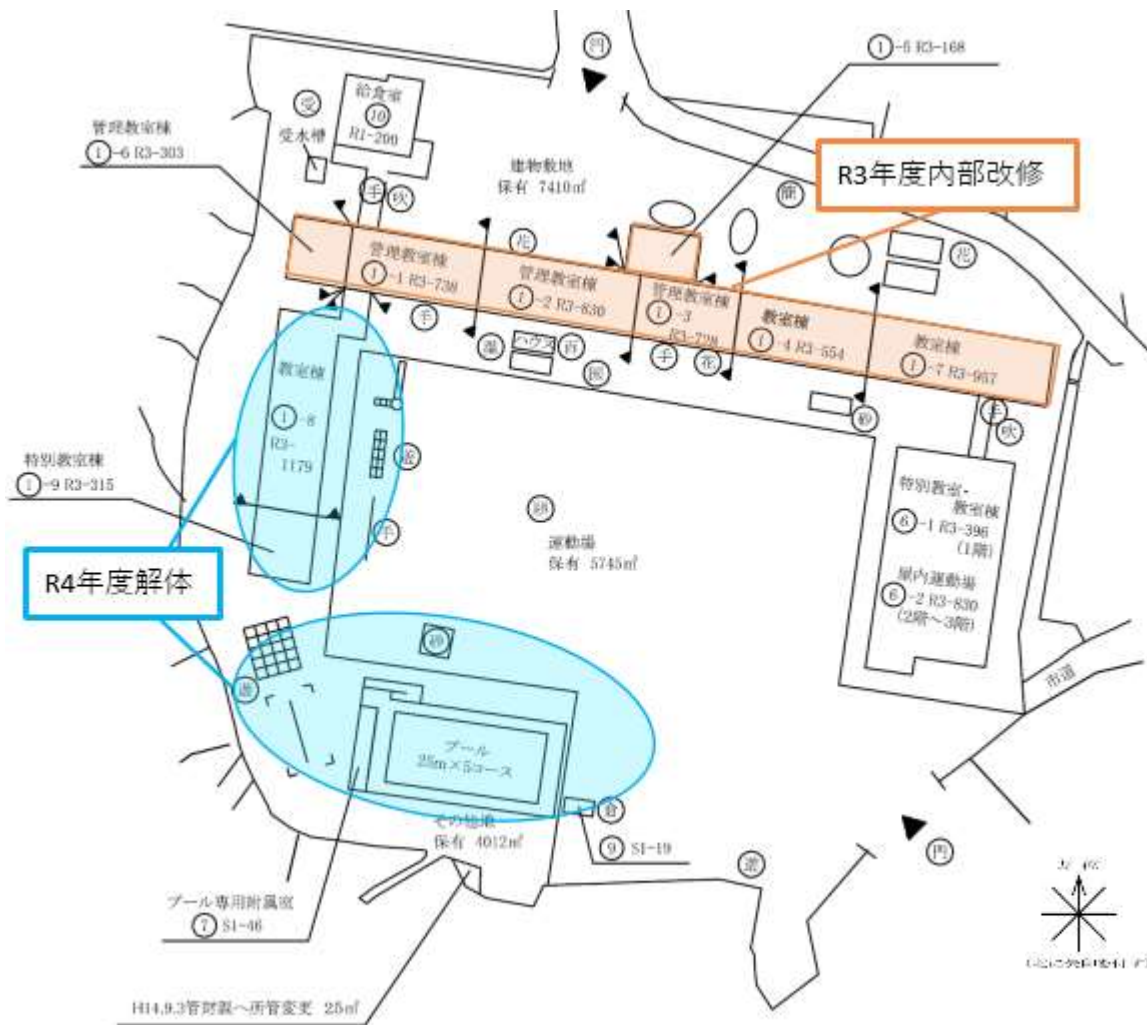
令和 7 年度

校舎棟・屋内運動場供用開始予定

令和 9 年度

運動場供用開始予定

3 西町小学校の施設配置及び概要（令和3年5月1日現在）



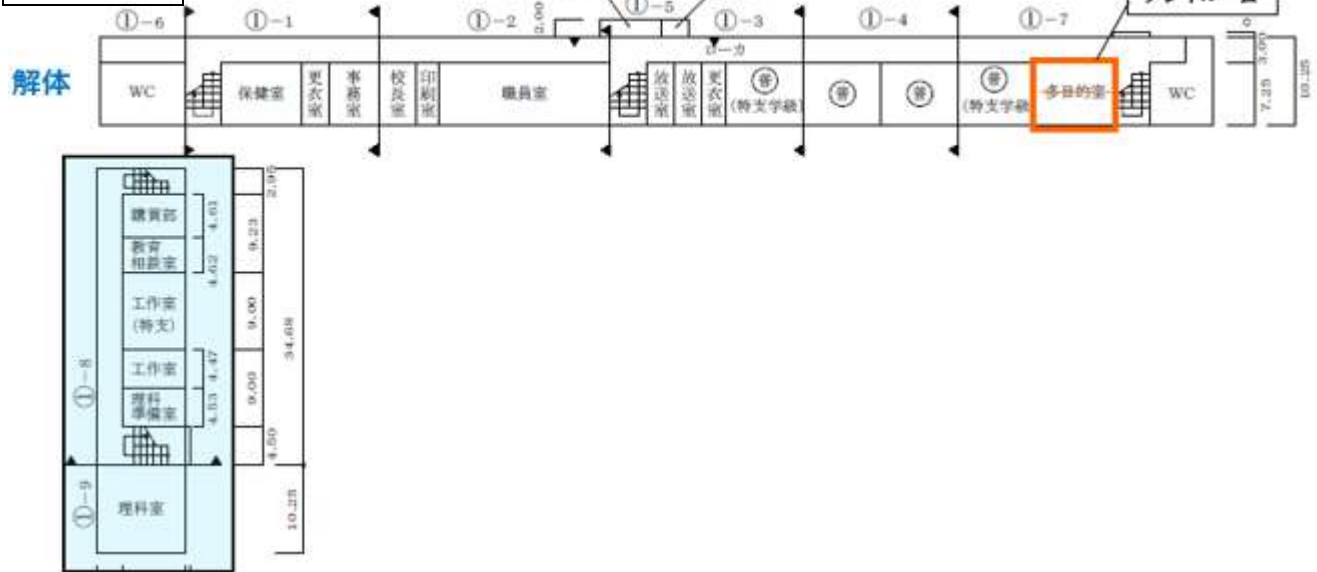
施設の状況（令和3年5月1日現在）

番号	区分	構造	階数	面積	建設年月	経過年数
①-1	校舎	RC	3	738㎡	昭和31年3月	65年
①-2	校舎	RC	3	830㎡	昭和32年5月	64年
①-3	校舎	RC	3	728㎡	昭和33年10月	62年
①-4	校舎	RC	3	554㎡	昭和34年3月	62年
①-5	校舎	RC	3	168㎡	昭和34年3月	62年
①-6	校舎	RC	3	303㎡	昭和34年3月	62年
①-7	校舎	RC	3	957㎡	昭和34年3月	62年
①-8	校舎	RC	3	1179㎡	昭和37年3月	59年
①-9	校舎	RC	3	315㎡	昭和40年3月	56年
⑥-1	校舎	RC	3	396㎡	昭和44年3月	52年
⑨	校舎(倉庫)	S	1	19㎡	昭和54年12月	41年
⑩	校舎(給食室)	RC	1	200㎡	昭和63年12月	32年
⑥-2	体育館	RC	3	830㎡	昭和47年3月	49年
⑦	プール	RC	1	275㎡	昭和50年6月	45年

※RC造は鉄筋コンクリート造、S造は鉄骨造、プールの面積は水面積

4 既存校舎の内部改修箇所

1 F 平面図



2 F 平面図



3 F 平面図

